

12.第1号通所事業

主な改定項目

- ①運動器機能向上加算の基本報酬への包括化
- ②選択的サービス複数実施加算の廃止及び一体的サービス提供加算
- ③同一建物減算の見直し
- ④送迎減算
- ⑤事業者評価加算の廃止

①運動器機能向上加算の基本報酬への包括化

概要

基本報酬において、入浴介助及び運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されることにより、運動器機能向上加算が廃止された。運動器機能向上サービスは、利用者の運動機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものを指します。

単位数

< 現行 > 運動器機能向上加算	225単位/月	< 改定後 > 廃止（基本報酬に包括化）
---------------------	---------	-------------------------

< 現行 > 介護予防通所型サービス事業費		< 改定後 >
ア 要支援1・事業対象者		
・ 1月間において4回まで	384単位/回	436単位/回
・ 1月間において5回以上	1,672単位/月	1,798単位/月
イ 要支援2・特定事業対象者		
・ 1月間において8回まで	395単位/回	447単位/回
・ 1月間において9回以上	3,428単位/月	3,621単位/月

②選択的サービス複数実施加算の廃止及び一体的サービス提供加算

概要

運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のうち、複数の加算の組み合わせを算定要件としていた選択的サービス複数実施加算は廃止され、新たに、一体的サービス提供加算として算定要件の改正。

単位数

< 現行 >

選択的サービス複数実施加算Ⅰ 480単位

選択的サービス複数実施加算Ⅱ 700単位

< 改定後 >

一体的サービス提供加算480単位/月

算定要件等

- ・栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスの**いずれも**実施していること。
- ・利用者が介護予防通所型サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。
- ・栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。

③同一建物減算の見直し

概要

事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から通う者に介護予防通所型サービス事業を行った場合に減算するもの。これまでは包括報酬（月単位）に対してのみ適用していたところ、回数単位の報酬においても適用するよう改正。

単位数

< 現行 >

以下の単位数を所定単位数から減算

ア 要支援 1・事業対象者

- ・ 1 月間において 4 回まで **なし**
- ・ 1 月間において 5 回以上 376単位/月

イ 要支援 2・特定事業対象者

- ・ 1 月間において 8 回まで **なし**
- ・ 1 月間において 9 回以上 752単位/月

< 改定後 >

以下の単位数を所定単位数から減算

94単位/回

376単位/月

94単位/回

752単位/月

④送迎減算

概要

利用者に対し、その居宅と指定介護予防通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合（同一建物減算を算定している場合は除く）に減算。

単位数

< 現行 >
なし

< 改定後 >

片道につき、以下の単位数を所定単位数から減算

- | | | |
|---|------------------|----------|
| ア | 要支援 1 ・ 事業対象者 | |
| | ・ 1 月間において 4 回まで | 47 単位/回 |
| | ・ 1 月間において 5 回以上 | 376 単位/月 |
| イ | 要支援 2 ・ 特定事業対象者 | |
| | ・ 1 月間において 8 回まで | 47 単位/回 |
| | ・ 1 月間において 9 回以上 | 752 単位/月 |

⑤事業所評価加算の廃止

概要

事業所評価加算の廃止。

単位数

< 現行 >

事業所評価加算 120単位/月

< 改定後 >

廃止